

(様式1-1) 新規評価総括表

事業種類	治山・砂防		事業名	治山							林務部 森林づくり推進課											
	番号	市町村名		(ふりがな) 箇所名	事業概要	全体事業費 (千円)	完了予定年度	箇所評価					所管課の意見	林務部公共事業評価委員会の意見	現地調査	第三者見聴取	県の評案	評価監視委員会意見	評価の決定	申請	採択	備考
							必要性	重要性	効率性	緊急性	計画熟度	総合評価										
1	上田市	べつとう 別当	固定工(ロープ伏工) A=3,123m ²	165,000	2022 (R4)	A	A	B	A	B	A	当該地の斜面には不安定な状態の岩塊が多数存在しており、再度落石が発生した場合には下部保全対象に被害を及ぼす恐れがあることから対策工を実施する必要があり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
2	上田市	こしごえ 腰越	山腹工 0.20ha ロープ伏工 水路工 土留工	115,000	2022 (R4)	B	B	A	A	B	B	当該地は令和元年の台風19号豪雨により山腹が崩壊し下部保全対象に被害を与えた箇所であり、今後の降雨等により再度土砂が流出し下流保全対象に被害を及ぼす恐れがあることから、対策工を実施する必要があり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
3	上田市	やま かみ 山ノ神	谷止工 4個 谷止工 修繕 2個	220,000	2024 (R6)	B	A	B	A	B	A	当該渓流内には不安定土砂が大量に堆積しているとともに、既存治山施設の老朽化が著しく、今後の降雨等により再度土砂が流出し下流保全対象に被害を及ぼす恐れがあることから、対策工を実施する必要があり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
4	諏訪市	とざわ 砥沢	山腹工 0.15ha 森林整備 1.50ha	42,300	2022 (R4)	A	A	A	A	B	A	当該地は地形急峻かつ脆弱な地質で山腹斜面の崩壊が拡大しており、今後局地的豪雨が発生した際には山腹が崩壊し下流保全対象に被害を及ぼすおそれがあることから、対策工を実施する必要があり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
5	茅野市	おおかけ 大欠	山腹工 0.78ha 土留工 土留工 筋工 他	90,000	2022 (R4)	B	A	B	B	B	B	当該地は過去から治山事業により落石対策等を実施しているが、治山施設が老朽化するとともに新たな浮石等が発見され、今後の地震や降雨等により山腹斜面の崩壊や落石は発生し下流保全対象に被害を及ぼすおそれがあることから、対策工を実施する必要があり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
6	茅野市	うとう沢	谷止工 3個	86,800	2022 (R4)	B	A	B	A	B	B	当該地は溪流荒廃が進み渓床内に不安定土砂が堆積しているため、今後、局地的豪雨が発生した際には不安定土砂が流出し下流保全対象に被害を及ぼすおそれがあることから、対策工を実施する必要があり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
7	伊那市	たかとお きりくほ 高遠 切久保	山腹工 0.20ha 土留工 水路工 暗渠工 他	125,000	2023 (R5)	B	A	B	A	A	A	当該地は令和元年10月の台風19号に伴い山腹が崩壊し山腹内には崩壊土砂等が不安定な状態で堆積している。今後局地的豪雨が発生した際には不安定土砂の流出や山腹が拡大崩壊し下部保全対象に被害を及ぼすおそれがあることから、対策工を実施する必要があり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		

(様式1-1) 新規評価総括表

事業種類	治山・砂防		事業名	治山							林務部 森林づくり推進課											
	番号	市町村名		(ふりがな) 箇所名	事業概要	全体事業費 (千円)	完了予定年度	箇所評価					所管課の意見	林務部公共事業評価委員会の意見	現地調査	第三者見聴取	県の評案	評価監視委員会意見	評価の決定	申請	採択	備考
							必要性	重要性	効率性	緊急性	計画熟度	総合評価										
8	駒ヶ根市	ながみやま 永見山	谷止工 2個 山腹工 0.05ha 土留工 水路工	81,600	2024 (R6)	B	A	B	B	B	B	当該地は令和2年7月豪雨により山腹が崩壊し下流の溪流内に不安定土砂が堆積しているため、今後、局地的豪雨が発生した際には不安定土砂が流出し下流保全対象に被害を及ぼすおそれがあることから、対策工を実施する必要があり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
9	駒ヶ根市	こもりがさわ 籠ヶ沢	山腹工 0.70ha ロープ伏工 土留工 水路工 他	158,000	2024 (R6)	A	A	B	A	A	A	当該地の山腹斜面には転石を含む不安定土砂が堆積しており、今後、豪雨や地震が発生した際には落石や土砂流出により下流保全対象に被害を及ぼすおそれがあることから、対策工を実施する必要があり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
10	辰野町	おおさわ 大沢	山腹工 0.20ha 実播工 森林整備 0.40ha	67,000	2022 (R4)	B	A	A	A	A	A	当該地は令和元年10月の台風19号に伴い倒木被害が発生しており、今後の豪雨により山腹内の土砂が流出し下流保全対象に被害を及ぼすおそれがあることから、対策工を実施する必要があり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
11	飯島町	やま た 山ノ田	谷止工 4個 山腹工 0.02ha 土留工 水路工 筋工	125,000	2025 (R7)	C	A	B	B	B	B	当該地は令和2年7月豪雨により溪床内に不安定土砂が堆積しているため、今後、局地的豪雨が発生した際には不安定土砂が流出し下流保全対象に被害を及ぼすおそれがあることから、対策工を実施する必要があり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
12	飯田市	のそこ、やま 野底山	山腹工 0.59ha 土留工 森林整備 33.2ha	143,000	2023 (R5)	A	B	A	A	B	A	当該地は花崗岩の風化が進み不安定土砂として堆積しているため、今後、局地的豪雨が発生した際には不安定土砂が流出し下流保全対象に被害を及ぼすおそれがあることから、対策工を実施する必要があり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
13	阿南町	にいの 新野	谷止工 2個	87,000	2022 (R4)	B	B	A	A	B	B	当該地は既設谷止工の老朽化が著しく、既設施設の機能が損なわれると土砂が流出し下流保全対象に被害を及ぼすおそれがあることから、対策工を実施する必要があり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
14	売木村	いわくら 岩倉	床固工 3個 護岸工 15m	70,300	2023 (R5)	B	B	A	A	B	B	当該地は溪流荒廃が進み溪床内に不安定土砂が堆積しているため、今後、局地的豪雨が発生した際には不安定土砂が流出し下流保全対象に被害を及ぼすおそれがあることから、対策工を実施する必要があり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		

(様式1-1) 新規評価総括表

事業種類	治山・砂防		事業名	治山							林務部 森林づくり推進課												
	番号	市町村名		(ふりがな) 箇所名	事業概要	全体事業費 (千円)	完了 予定 年度	箇所評価						所管課の意見	林務部公共事業評価委員会の意見	現 地 調 査	第 三 意 見 取 得	県 の 評 案	評 価 監 視 委 員 会 意 見	評 価 の 決 定	申 請	採 択	備 考
								必要性	重要性	効率性	緊急性	計画熟度	総合評価										
	15	安曇野市	たぎわみなみ 田沢南	谷止工 更新 1個 谷止工 増厚 1個	49,000	2023 (R5)	B	A	A	A	B	A	当該地は昭和46年までに治山ダム2基を整備し溪間の安定を図ってきたが、施設設置から50年近く経過し施設が老朽化してきたため、長寿命化を図り機能を維持するため対策工を実施する必要があり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
	16	川上村	しらとこ 白床	山腹工 0.20ha 土留工 伏工 他 谷止工 1個 床固工 3個 他	125,700	2022 (R4)	A	B	A	A	B	A	当該地は令和元年の台風19号災により流出した不安定土砂がに大量に堆積しており、今後の降雨等により再度土砂が流出し下流保全対象に被害を及ぼす恐れがあることから、対策工を実施する必要があり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
	17	南相木村	けいらいつづき 境内続	山腹工 0.11ha 土留工 緑化工 谷止工 1個	46,600	2022 (R4)	B	A	A	B	B	B	当該地は山腹崩壊による崩壊土砂が不安定な状態で溪流内に堆積しており、今後の降雨等により再度土砂が流出し下流保全対象に被害を及ぼす恐れがあることから、対策工を実施する必要があり、じぎょう。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
	18	上田市	こはら 小原	谷止工 2個 流路工 100m	75,000	2023 (R5)	B	B	A	B	B	B	当該地は令和元年10月の台風19号に伴い溪流荒廃が進み溪床内に不安定土砂が堆積しているため、今後、局地的豪雨が発生した際には不安定土砂が流出し下流保全対象に被害を及ぼすおそれがあることから、対策工を実施する必要があり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
	19	飯田市	おおやしき 大屋敷	谷止工 3個 森林整備 2.00ha	66,600	2022 (R4)	B	A	A	A	B	B	当該地は溪流荒廃が進み溪床内に不安定土砂が堆積しているため、今後、局地的豪雨が発生した際には不安定土砂が流出し下流保全対象に被害を及ぼすおそれがあることから、対策工を実施する必要があり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
	20	高森町	みなみさわ 南沢	谷止工 2個	66,600	2023 (R5)	B	B	A	A	B	B	当該地は溪流荒廃が進み溪床内に不安定土砂が堆積しているため、今後、局地的豪雨が発生した際には不安定土砂が流出し下流保全対象に被害を及ぼすおそれがあることから、対策工を実施する必要があり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		
	21	阿智村	まないた 真名板	谷止工 3個 床固工 4個	140,000	2024 (R6)	A	A	A	A	B	A	当該地は溪岸侵食による荒廃が進み溪床内に不安定土砂が堆積しているため、局地的豪雨が発生した際には不安定土砂が流出し下流保全対象に被害を及ぼすおそれがあることから、対策工を実施する必要があり、事業着手が妥当と判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○		

